

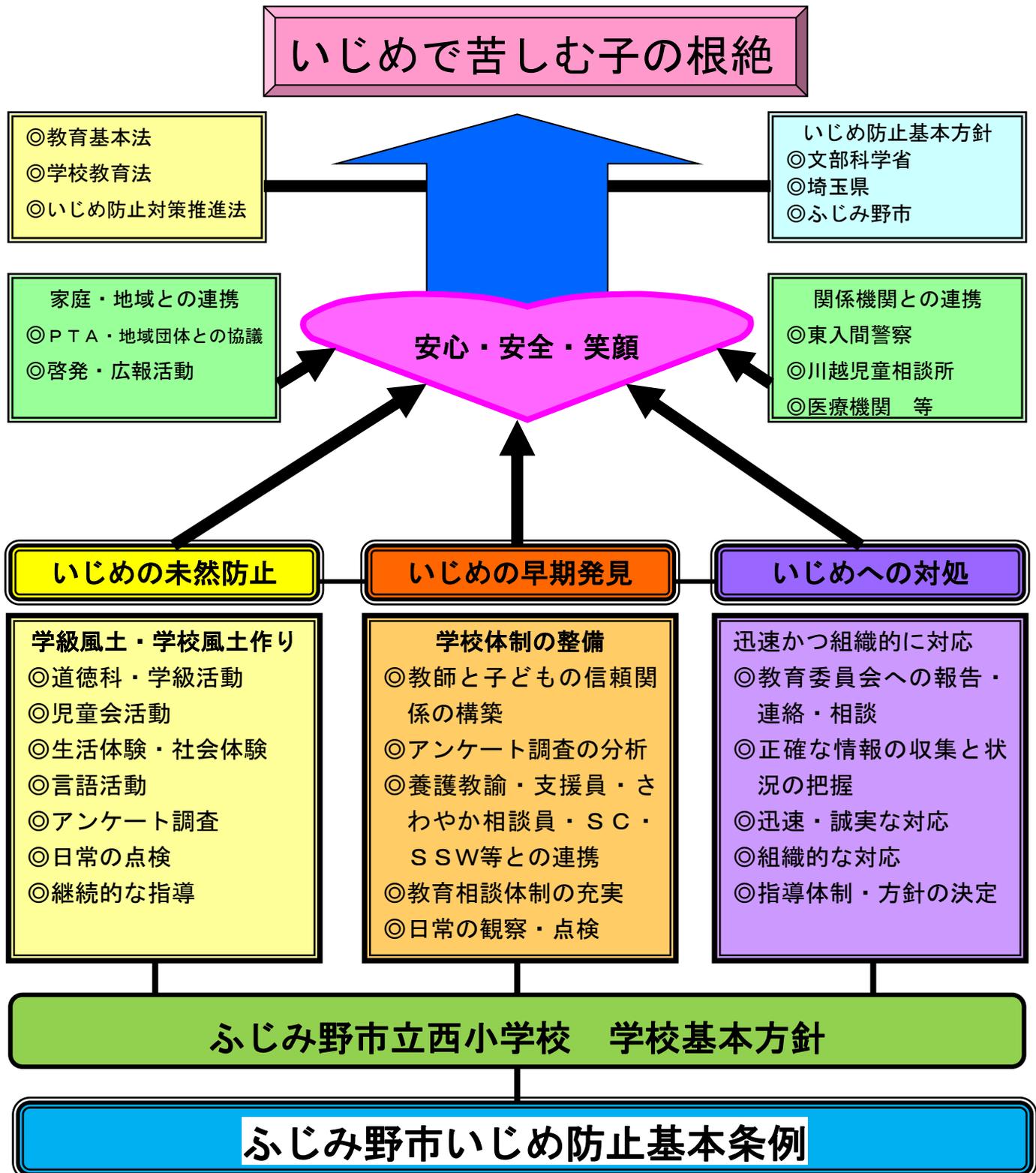
いじめ防止基本方針



ふじみ野市立西小学校

(令和6年度改訂)

ふじみ野市立西小学校 いじめ防止グランドデザイン



目 次

○ いじめとは	3
1 いじめの定義	3
2 いじめに関する基本的認識	4
1 いじめの未然防止	6
(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土作り	
(2) 未然防止に向けた具体的な手立て	
2 いじめの早期発見	7
(1) 早期発見のための具体的な手立て	
3 いじめへの対処	8
(1) いじめ対応の基本的な道筋	
4 家庭・地域との連携	10
(1) 家庭地域との連携のために	
5 関係機関との連携	10
(1) 関係機関との連携のために	
6 重大事態への対処	12
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態への対処の流れ	

いじめとは

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じている者。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する必要がある。

2 いじめに関する基本的認識

○ いじめについては、「いつでも、どこでも、どの子どもにも、どの学校においても起こりえる」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえ、適切に対応する。

『「いじめ」をすることは人間として絶対に許されない』という強い認識をもつ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことであるとの認識をもつ。

いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識をもつことが大切である。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることはせず、聞き取りを十分に行い、実態を把握する。

いじめの様態には様々なものがあることを再認識する

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

いじめは事実の発見が難しい問題であることを認識して常に指導にあたる

子どもはいじめを受けていることをなかなか知らせられないことが多いという認識に立つ必要がある。

友人関係の不安や親に心配をかけたくないなどの不安等により、事実を口にしなかったり、アンケート調査に回答しなかったりすることもあること。

また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもあること。さらに、自分自身に原因があるのではないかと、自分を責めたり、あるいは自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、ストレスが強い場合には、自傷行為や命にかかわる重大事態につながったりすることもある。

他にも、いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもあると認識する

行為を行っている本人はいじめとしての自覚がなく、単なる冷やかしの程度のもりであったり、からかいであったり、いたずらなどの遊び感覚であったりすることもあり、いじめを受けている児童との意識や認識に大きな差が見られる。

また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめを正当化するなど、間違った認識も存在する。

さらに、周りとの違いや個性を柔軟に受け入れることができなかつたり、いじめが自分に降りかかってこないようにするために、いじめ行為に加わったりすることもある。

いじめは、解消後も注視が必要である

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。また、解消後に再発する可能性を含んでいる場合もある。そのときの指導により完全に解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことが大切である。

いじめは、教師の姿勢が問われる問題である

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないこともある。

「いじめられた子ども」を最後まで徹底的に守り通す姿勢を忘れてはならない。

いじめは、家庭教育と大きな関わりを有している

子どもの健全な成長には、家庭での指導の仕方やしつけ方、またいじめについてのとらえ方などが与える影響は大きい。

日常からの子どもに対する愛情のかけ方、精神的な関わり方、ふれあいなど、家庭教育のあり方が、児童・生徒のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

保護者へのいじめに関する認識の啓発が大切である。

いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組む問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

1 いじめの未然防止

(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土作り

未然防止の取組の一つに、多くの児童がいじめ加害に巻き込まれ可能性がある事実立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない、潤いに満ちた風土をつくりだす、『居場所づくり』の発想の取組がある。

『どんなささいな予兆も見逃さず対処する』という早期発見・早期対応の姿勢も大切だが、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わることを考えれば、そこに限界があるのも事実である。

そこで、いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図ることが大切である。

子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

- ① 「事後対応」ではなく、「発生しにくい風土作り」へ転換していく。全ての児童を対象に、当たり前前を当たり前前に行うことや、よいことはよい、悪いことは悪いと言ったことを確実に指導していくこと。
- ② いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、協力体制を確立して実践にあたること。
- ③ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議・研修の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図ること。
- ④ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を整え、対応すること。

(2) 未然防止に向けた具体的な手だて

学級活動、道徳教育を柱にした学級経営をし、「子どもの居場所づくり」を推進する。

- ① 道徳科や学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、児童・生徒の心を成長させていくこと。
- ② 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題との関わりについての活動に取り組むとともに、適切な指導助言を行っていくこと。
(年度毎に取り組みを考え、実施していく。)
- ③ 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の寛容や豊かな情操を培う活動に積極的に取り組ませたりすること。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることの無いよう、日常生活から細心の注意を払うこと。
- ⑤ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、機会をとらえ、指導を継続していくこと。
- ⑥ 定期的に、生活アンケートやいじめについてのアンケート調査を行い、実態・状況を把握するとともに、日常における出席状況や子どもの表情、体調等を確認し、学級の様子や個人の様子を把握すること。
- ⑦ ネットいじめやネットトラブルに関して、保護者や子どもへの啓発活動をしていくこと。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていくことが大切である。

(1) 早期発見のための具体的な手だて

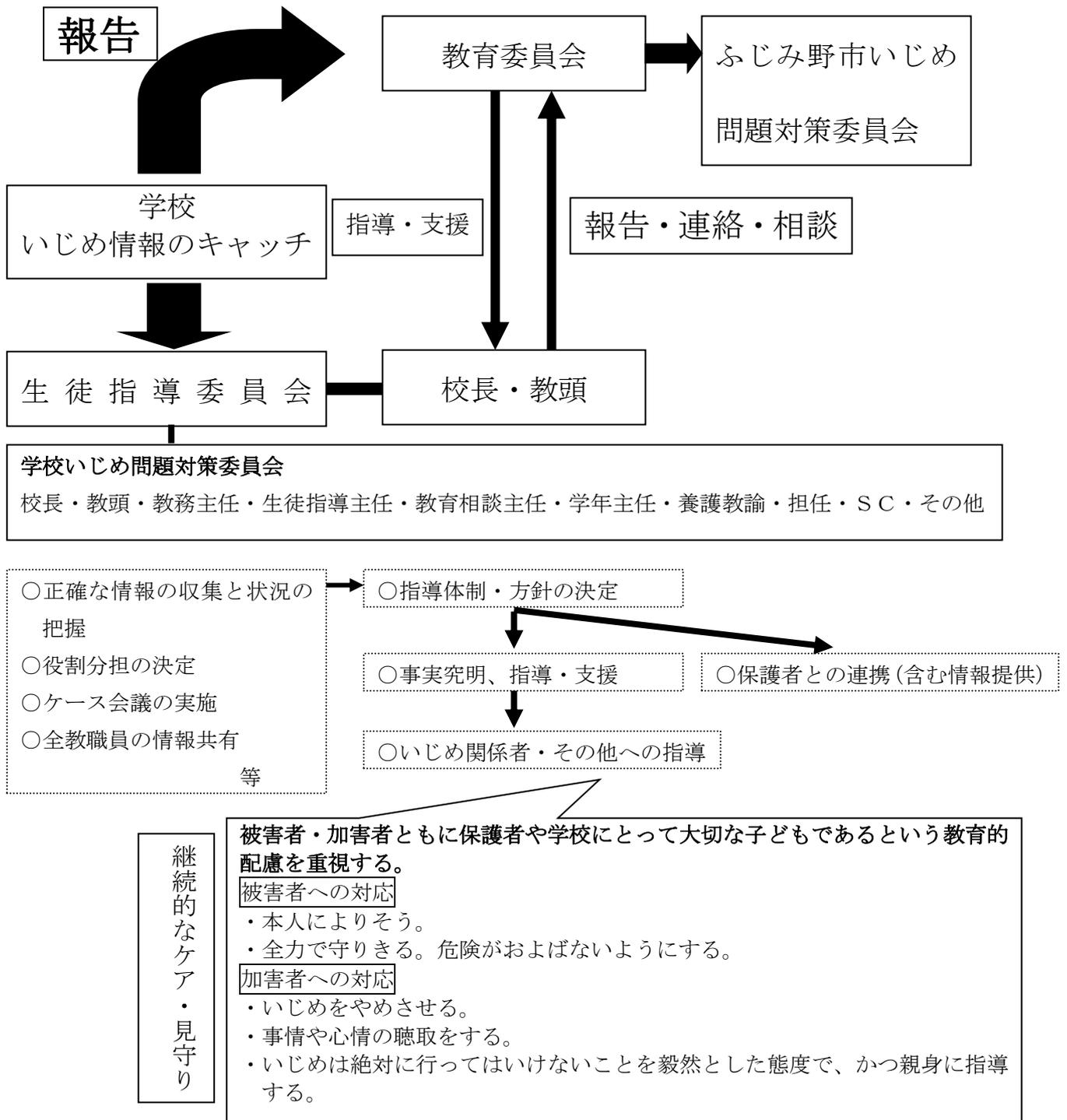
- ① 日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努め、互いの信頼関係を構築し、子どもの状況を把握しやすい環境をつくること。
- ② 児童の生活実態について、定期的に面談やアンケート調査を行い、きめ細かく把握に努めること。また、アンケート調査の分析は、担任を中心に複数で行い、把握と指導に努めること。
- ③ 養護教諭（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、担任以外の教職員、支援員との連携に努めること。
- ④ 児童が発する危険信号を見逃さず、一つ一つの確に対応すること。
- ⑤ いじめについての訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応すること。
- ⑥ 教育相談体制を整備し、児童の悩みや要望を積極的に受け止められる状況確立していくこと。
- ⑦ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができるような体制も整備すること。
- ⑧ 教育相談の窓口である、県の相談窓口や児童相談所などの相談窓口について、児童、保護者に周知徹底すること。
- ⑨ 児童等の個人情報取扱について、ガイドライン等に基づき適切に取り扱うこと。
- ⑩ 休み時間や昼休み、放課後の児童との会話の機会に、気になる様子について目を配るとともに、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声をかけ様子を把握すること。
- ⑪ 教室から職員室へ戻る際は、経路を時々変え、トイレや特別教室付近などを確認したりするなど、気になる場所を日常から確認すること。
- ⑫ 教員がいない場所ほどいじめが起りやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うこと。

3 いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめ対応の基本的な道筋



認知度E	1対1	比較的軽度な言葉による冷やかし、からかい	一時的
認知度D	1対数人	認知度Eの継続、誹謗中傷、仲間はずれ、無視	短期的
認知度C	1対数人	認知度Dの継続、叩く、蹴る、殴る、物かくし等	短中期的
認知度B	1対集団	長期間集団無視、いじめによる欠席、転校検討	中長期的
認知度A	1対集団	犯罪行為強要、傷害行為、恐喝、窃盗、自傷行為、死をほのめかす等、そして、重大事態の項目	突発的・複合期間的

(ふじみ野市いじめ認知度より)

【認知後の組織対応の流れ】

灰色：学校いじめ問題対策委員会が対応→ふじみ野市教育委員会へ報告

黄色：学校いじめ問題対策委員会が対応→ふじみ野市教育委員会へ報告、その後指導・支援等

赤色：学校いじめ問題対策委員会が対応→市いじめ問題対策委員会へ重大事態またはそれに相当する事態として報告、その後調査

→市いじめ調査委員会の開催（市長判断で発動）

※電話で第1報を学校教育課へ連絡する。

※報告書は、事故速報の様式を使用して作成する。

・・・・・・・・・・【いじめの4層構造の対応】・・・・・・・・・・

(ア) いじめを受けた子どもへの支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方を絶対にせずに支援する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(イ) いじめを行った子どもへの指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する子どもについて十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(ウ) 周りではやし立てる子どもへの対応（「New I's」参照）

はやし立てたり、おもしろがったりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(エ) 見て見ぬふりをする子どもへの対応（「New I's」参照）

いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

4 家庭・地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

(1) 家庭地域との連携のために

- ① 学校とPTA、地域の関係団体等が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進していく必要がある。
- ② いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行う。
- ② いじめの問題の解決のために、関係機関と適切な連携・協力をはかる。

5 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（市教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口の交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校は、関係機関による取組と連携することも重要である。

(1) 関係機関との連携のために

- ① 関係機関等の役割や専門性、業務内容等について把握・理解しておく必要があること。
- ② 連携に当たっては、相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担を明確にしたうえで、関係機関等に多くを委ねてしまうことがないように、共に取り組もうとする姿勢をもち行うこと。
- ③ 保護者や地域住民等に対しては、いじめや暴力行為等に関するきまりや警察等との連携を図る際の基準等、関係機関等との連携を図る際の方針を明確に示し、理解と協力を得ること。
- ④ 関係機関等との連携を進めていくに当たっては、個人情報の保護に十分留意すること。

ふじみ野市の相談体制と役割

スクールカウンセラー	いじめ・不登校等の子どもが抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として子ども、保護者、教職員等へ助言・援助、カウンセリング等の業務を行う。
スクール ソーシャルワーカー	学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る業務を行う。
教育心理相談員、 教育相談員 (市教育相談室)	学校と連携して子どもの支援、検査・医療など、他の相談機関との連携、通室による適応指導等を市民と市内勤務の人を対象とした相談業務を行う。
適応指導員 (市教育相談室)	学校への登校復帰を目指す子どもの支援、集団になじめない子どもの社会への適応力を養うための個別指導・支援の業務を行う。
さわやか相談員	子どもの相談、保護者の相談等、学校内での教育相談体制における役割、市教育相談室との連携、いじめ・不登校に関する業務を行う。各中学校1名の配置で、その中学校区の小学校にも訪問する。
学び育ちサポーター	学校生活に適応できない子どもに対し、個別に学習や生活の支援・補助をすることで不適応の解消を支援する業務を行う。 見えにくいいじめをより多くの目と場面で観察し、子どもの小さな変化を迅速かつ的確に把握することにより、いじめの防止、解消に向けた支援業務を行う。
いじめ・非行防止 ネットワーク	学校が抱えるいじめ・非行の予防を図るため、地域の方々や行政機関などが協同して学校を支援するネットワーク。地域の方々とともに、子どもたちの健全育成を図る。

6 重大事態への対処

いじめ問題への対応においては、日常からの未然防止も含め、細心の注意を払いながら取り組んでいくが、必要な教育上の指導等を行っているにもかかわらず、いじめが原因で不登校に陥ってしまったり、重篤な場合は命に関わってしまうような事案となったりすることも考えられる。万が一、そのような事態に陥ってしまった場合には、被害児童及びその保護者に対して、誠心誠意の対応をしなければならない。

そのような事態に陥った場合は、学校は、市教育委員会と連携し、調査のための組織において、調査を実施し、調査結果を市教育委員会や市長に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供しなければならない。そのため、学校は、市教育委員会及び市と連携し、これらの事態へ対応する組織を確認しておかなければならない。

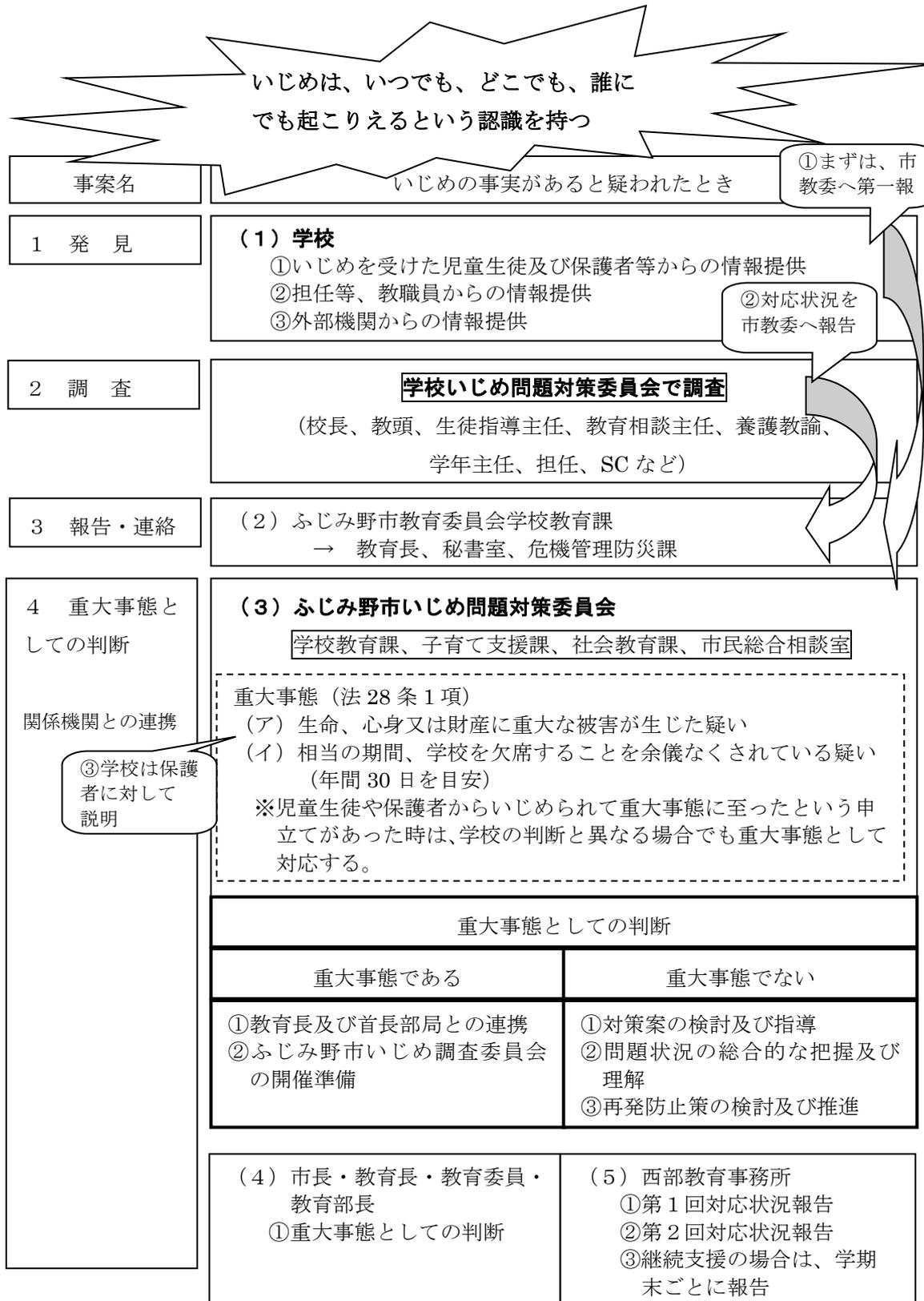
(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
○ 児童生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な障害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
○ 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

児童生徒又は保護者からの申し出は、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申し出について調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(2) 重大事態への対処の流れ



**重大事態として
対応と判断**

5 重大事態と
しての対応

個人情報
以外は、
全て開示
の対象

(6) ふじみ野市いじめ調査委員会（第三者委員会）

学識経験を有する者及び法律、心理等に関する専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内で組織。

調査

・市教育委員会、学校、保護者、本人等

報告

・市教育委員会、学校、保護者、本人等

(7) 市長

市いじめ調査委員会の答申内容について、いじめを受けた児童生徒・保護者・ふじみ野市市議会に報告する。

委員会の答申

(8) いじめを受けた児童生徒・保護者・ふじみ野市市議会

市いじめ調査委員会の調査内容は、開示されることを事前に保護者へ知らせる。